

美浜中学校 避難所運営マニュアル

2024 年 8 月
(改訂)

美浜中学校
美浜中学校 PTA
美浜 16 自治会

目次

避難者の基本行動	2
第1章 総則	3 ～ 6
第1条 目的	
第2条 構成および前提条件	
1. 構成	
2. 前提条件	
第3条 構成員および組織	
1. 構成員	
2. 避難所運営のための組織・団体	
第4条 災害対応概略の流れ	
第2章 初動体制	7 ～ 8
第1条 地震時対応	
1. 災害対策検討会議の開催	
2. 連絡網、集合場所等	
第2条 津波時対応	
1. 学校の対応	
2. 自治会の対応	
第3条 その他災害時対応	
第4条 連絡網	
1. 連絡先一覧	
2. 連絡手段、順位	
第3章 避難所運営	9 ～ 12
第1条 前提条件	
1. 避難者の受入れ	
2. 避難所の概要	
第2条 避難所運営組織詳細	
1. 避難所運営本部	
2. 受付誘導班	
3. 給食・給水支援班	
4. 施設管理班	
5. 救急・救命・衛生班	
6. 学校子ども班	
第3条 避難場所および関連施設位置図	

参考：添付資料

避難者の基本行動

避難所（美浜中学校）での生活は、自宅の倒壊、破損等により自宅生活が困難な市民を原則とするものとする。地震が発生した場合の避難は、住民の自主的な避難とするが、避難勧告・指示等が出た場合にはこれに従う。

避難所運営に自主的に協力するとともに避難所運営担当者の指示に従うこと。また、避難所内ではお互いの生活を乱さないように協力し合うとともに、以下のことに努めることとする。

- ① 避難する時は、2～3日分の食料や飲物、毛布なども持参する。
- ② 家を長期に離れる時は、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。
- ③ 避難所の入口受付は、体育館入口とし、必ず「避難世帯調査票」に必要事項を記入すること。又、退所する時も担当者に連絡し、「避難世帯調査票」の転出先欄等に記入すること。
- ④ 避難所施設内は、土足禁止とする。通路を作り、居住区画と区別する。履いてきた靴は、入口で脱ぎ、そのまま手に持って施設内に入る。（※避難袋にサンダルやスリッパなどを事前に用意しておく。）
- ⑤ 避難所敷地内は、禁酒・禁煙とする。携帯電話は原則として室内では使用しない。
- ⑥ 避難所校舎内のトイレ、水道は避難所運営本部（1階図書室）の許可が出るまで使用しないこと。仮設トイレの設置、給水準備が済むまで待つ。
- ⑦ 避難所では、避難所本部役員に協力するとともに、積極的に救援委員として申し出る。
- ⑧ 学校に通学している生徒がいる避難者は、生徒を引き取った後、避難所に移動する。
- ⑨ 避難所として教室使用の必要性が発生した場合、避難所運営本部の指示に基づき机・イスを指定された廊下に搬出して使用場所を確保する。
- ⑩ ペットは避難所内につれて入らない。技術棟前通路等にとどめ置き、給餌等自己管理を行う。
- ⑪ ゴミは、燃えるゴミ、燃えないゴミに分別し、所定の場所に置く。
- ⑫ ノロウイルス等の感染予防として、手の消毒等に協力すること。（ノロウイルスは、石けんと流水での手洗いが必要）。隔離室が必要な場合は、避難所運営本部の指示に従うこと。
- ⑬ ボランティアへの指示は避難所運営本部を通じて行うこと。
- ⑭ 避難所運営のため、1階図書室に運営本部を開設するが、避難所生活が長期化する場合は、避難者自らの手で避難所を運営する避難所自治組織を立ち上げ、避難所生活のきまり等をつくる。
- ⑮ 上記以外の 問題が発生した場合は、避難所運営本部に連絡して、問題の解決を図る。

第1章 総則

第1条 目的

このマニュアルは、避難所として指定されている美浜中学校が避難所としての役割を求められる様な災害が発生した場合に、美浜中学校区にある美浜16自治会、学校およびPTA（以下「構成員」と言う）、市の直行職員（第1章第3条2③（1）定義する。以下同様）が連携し避難所運営・住民対応・行政対応などを行うことを目的とする。

第2条 構成および前提条件

1. 構成

このマニュアルは、以下①、②の場合に構成員がどのように対応するかという視点にて構成されている。

- ① 発災直後に初動を起こす場合（第2章に記載）
 - 1）地震時の対応
 - 2）津波発生時の対応
 - 3）その他の災害への対応
- ② 初動対応の後、避難所が開設される事態になった場合（第3章に記載）
 - 1）短期的な避難所開設の場合
東日本大震災規模の浦安市の災害状況程度で、避難所が主に水、食料、トイレ、情報の供給基地になることを想定。
 - 2）長期的な避難所開設の場合
上記1）を超える規模の災害が発生し、ある期間避難所で住民が生活することになった場合を想定。

2. 前提条件

- ① 想定災害規模
 - ・ 美浜中学校、美浜北小学校校舎は倒壊せず、原則として利用上の危険がないことを前提とする。（危険性の判定は学校が行う。）
 - ・ 避難所が倒壊するなど想定以上の災害があった場合は、行政との打ち合わせに基づき対応方針を決める。
- ② 想定する災害発生の時間帯
 - ・ 美浜中学校内に、学校職員他関係者（以下「学校職員等」という）が在校している時間帯、および夜間又は休日等の学校職員等が在校していない時間帯の双方を前提とする。
 - ・ なお、学校職員等が在校していない場合に災害が発生した時は、浦安市の直行職員が可及的速やかに駆けつけ、鍵を開けることを前提としている。ただし、必要に応じて、防災倉庫及び体育館の鍵は、美浜16自治会自主防災組織の役員が開錠する。

③ 想定避難者

- 美浜 16 地区住民
- 通行者
- 帰宅困難者

(*) 美浜 16 地区外の地域住民が多数避難する事態が発生した場合は、避難所運営の主体が当構成員とはならないと思われることから、行政との打ち合わせに基づき対応方針を決定する。

第3条 構成員および組織

1. 構成員

本マニュアルの実施に当っては、以下の団体がその構成員となる。

- (1) 美浜中学校
- (2) 美浜中学校 P T A
- (3) 美浜 16 自治会

2. 避難所運営のための組織・団体

① 避難所運営本部（本部員は対策検討会議員を兼ねる）

- | | | |
|--|------------|-----|
| (1) 本部長（美浜 1 6 自治会長） | 自治会側から選出 | 1 名 |
| 本部長代理（本部長不在時） | 自治会側から選出 | 1 名 |
| (2) 副本部長（教頭） | 学校側から選出 | 1 名 |
| (3) 副本部長（PTA 会長） | P T A から選出 | 1 名 |
| (4) 運営委員（自治会(5 名)・PTA 副会長(1 名)・学校(1 名) | | 7 名 |

(*) 運営委員は、避難所運営に必要な各班（詳細は第三章にて記載）のリーダーとなる者を言う。

(*) 初期の避難所運営は、直行職員及び自治会を中心に行う。

自治会の参集メンバーは、自ら及び家族の安全を確保し、地域において必要な対応を優先実施した後に参集する。

参集したメンバーの中から、初動期活動に必要な班のリーダーを本部長が指名する。

初動期に指名する班メンバーの優先順位

運営本部

受付誘導班

施設管理班

給食・給水支援班

(*) 初動期の運営体制は避難所運営が安定した段階で見直す。

② 救援委員

- (1) 美浜 1 6 自治会住民
- (2) 美浜中学校 P T A
- (3) 災害派遣ボランティア
- (4) 避難住民からのボランティア
- (5) 美浜中学校生徒のボランティア

(*) 救援委員とは、避難所運営に必要な各班に於いて運営委員の指示のもとに各班の業務を現場で遂行する者を言う。

③ 派遣行政担当者

運営委員、救援委員に帰属せず行政（浦安市）側の担当者として避難所運営本部と行政とのパイプ役として機能する。

- (1) 直行職員 1 名（市内在住の市職員：夜間・休日に参集し、初期対応活動を行う。）
- (2) 対応職員 3 名（市内在住の学校職員：生徒在校時は、生徒対応を優先する。）

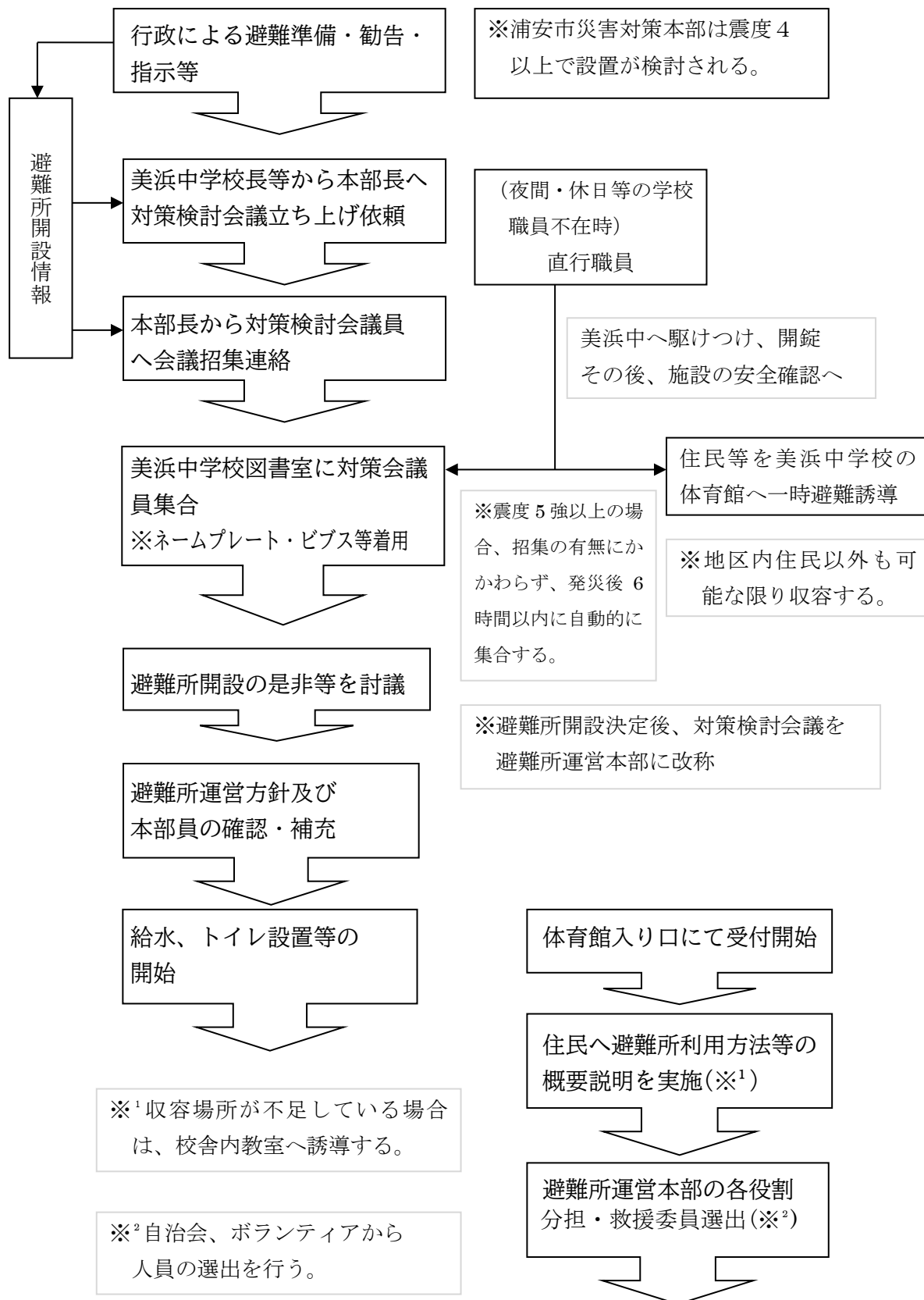
3. 定例会議

本マニュアル記載内容の加筆・修正、各種関連情報の関係当事者間での周知徹底および担当の引継ぎを目的として本構成員にて以下記載のとおり定例会議を開催する。

- ① 時期 毎年 5 月、11 月の第 2 土曜日 14：00～
- ② 場所 美浜中学校図書室

第4条 災害対応概略の流れ

以下の流れでは、大規模地震発生時において、浦安市から避難所開設準備情報が発令されることを前提としているが、当該情報が発令されない場合においても、別途、美浜中学校長もしくは避難所運営本部長の判断により運営本部員を招集することができるものとする。



第2章 初動体制

第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催

- ① 美浜中学校長（校長が不在の場合は教頭、もしくは代替する学校職員等がこれに代わるものとする。以下本マニュアルにおいて単に「美浜中学校長」と言う。）は、浦安市から避難準備情報が発信された場合、または浦安市にて災害対策本部が立上げられた旨の情報が発信された場合、その旨を本部長（不在の場合は本部長代理とする、以下同様）に連絡し、災害対策検討会議を招集し、これを開催する。
- ② 美浜中学校長又は本部長は、浦安市からの避難準備情報その他これに類する連絡が無くても、美浜中学校周辺の状況に鑑み、運営本部構成員の招集が必要と判断される場合は、相互に連絡をとり、災害対策検討会議を招請し、これを開催することができるものとする。
- ③ 前2号の定めにかかわらず、震度5強以上の地震が発生した場合には、本部長、副本部長は、概ね6時間以内に集合し、災害対策検討会議を開催する。
（＊） 夜間等、学校職員が不在の場合、鍵の所有者が到着するまでは校内に入ることとはできないことに留意すること。なお、震度5強以上の震災が発生した場合、夜間であっても、浦安市からあらかじめ指名された直行職員2名が速やかに美浜中学校に集結することとなっている。

2. 連絡網、集合場所等

- ① 美浜中学校長から災害対策検討会議立上げ要請を受けた本部長（本部長代理）、副本部長は、予め定められた運営委員等関係者に連絡する。
（＊） 連絡網、連絡手段の詳細は第2章第4条の記載内容参照。
- ② 前項の災害対策検討会議を開催する場合、本部長、副本部長は、美浜中学校図書室に集合する。
（＊） 美浜中学校図書室の場所については添付資料参照
- ③ 災害対策検討会議に入る委員は、他の住民等と識別するためにネームプレート・ビブス等を装着して集合するものとする。

第2条 津波時対応

1. 津波警報が発令された場合は、美浜中学校2階以上の教室や廊下、または屋上に避難することとする。但し、市直行職員もしくは中学校職員が交通遮断等で到着が遅れる場合で緊急を要する場合は、入り口ドアの窓ガラスを壊すことができる。
2. 大津波警報が発令され、美浜中学校の屋上（11 m）より高い場所に移動することが不可欠な状況が発生した場合は、美浜東エステートに避難することとする。ただし、当該条項記載内容については、当該内容が美浜東エステート管理組合で承諾されることを条件とする。

第3条 その他災害時対応

1. 高潮や洪水など地震・津波以外の災害が発生し、美浜中学校区の地域としての災害対策が必要と判断される場合には状況に応じ美浜中学校長は本部長と連絡をとり（連絡が取れない場合は自主判断にて）災害対策検討会議を開催することができるものとする。
2. 対応の手順は第2章第1条、2条に倣う。

第4条 連絡網

1. 連絡先一覧
連絡先は本マニュアル「別紙1 連絡網、災害時連絡先等」に記載されている。また連絡先等に変更があり次第（例：自治会役員の変更）、従前委員は本マニュアルの構成員に変更の連絡を必ず行う。
2. 連絡手段・順位
各構成員同士は以下の手段で連絡を取り合うこととする。
 - ① 防災無線
 - ② 自宅電話および携帯電話
 - ③ PC メールおよび携帯メール
 - ④ 自治会内での災害掲示板（伝言板）
 - ⑤ 自転車または徒歩

第3章 避難所運営

第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ

- ① 災害発生直後の緊急避難時は、人道に配慮し、避難者は全員受け入れる。
- ② 災害発生後安定状態になった時は行政と連携し当校区避難所で受け入れるべき避難者の範囲を明確にして対応する。
※美浜中学校：美浜16地区、帰宅困難者
※美浜北小学校：美浜15地区、美浜東エステート
- ③ 本章記載内容は災害発生直後のことを想定したものではなく、発生後一定時間が経過し避難所を開設運営する状態になった場合のことを想定している。
- ④ 避難所を使用する避難者は3日間程度の水・食料は自助努力で準備しておくことを前提とする。

2. 避難所の概要

- ① 短期避難の場合（東日本大震災時に於ける浦安市の被災規模）
 - 避難所の目的
寝泊りの為の避難所として運営される期間は数日で、避難所としての主たる目的は情報収集、食料・水等の供給、トイレ利用等の基地として利用される。
 - 避難所で必要とされる役割
受付誘導・給水支援・仮設トイレ管理・情報伝達・相談窓口等。
- ② 長期避難の場合（上記①の想定を超える被災規模）
 - 避難所の目的
避難者が生活の場として比較的長期間使用することに加え避難所で生活しない地区住民も利用する避難所を想定。
 - 避難所で必要とされる役割
食料配給・燃料及び発電機の管理・資材調達管理・医療救命・衛生清掃・修理修復・学校子ども・施設管理・防犯対策その他
 - 避難所での居住班設置
災害の規模に応じて、適宜、居住班を設置し運営に当る。原則として約20人（又は10世帯）で班を作り、物資の配給は班単位で行う（自治会の班単位とは異なる）。班内で体が不自由な方も一緒となるので協力体制を作ることに努めること。班長は班毎に選び、班長会議に出席する。トイレの清掃など班単位の活動は班長の指示によること。

第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部＜本部長：美浜16自治会長＞

本部機能

- ① 避難者に対する本部からの伝達事項、指示事項の決定機関（運営会議で決定）。
- ② 本部長（不在の場合は本部長代理）、副本部長（校長）、副本部長（PTA）、運営委員、行政派遣職員から構成される避難所運営会議を原則毎日開催する。
- ③ 避難所運営に必要な運営班の指導管理を行う。
- ④ 本部機能として美浜16自治会自主防災組織の情報班を組み入れ、以下の役割を担うものとする。
 - ・ 外部（行政）からの情報受信と整理・報告
 - ・ 避難者台帳による避難所の入出所者の管理・報告
 - ・ 避難所施設内使用規定の策定と管理（美浜中学校所掌）
 - ・ プライバシーの保護（対報道機関、避難者の身体的状況）
 - ・ 自治会在住の専門家の把握と協力要請
 - ・ ボランティア人材の把握と適正活用
 - 行政を通じて派遣されるボランティア
 - 自治会住民や美浜中生徒によるボランティア
- ⑤ 運動場を臨時駐車場やテント宿泊所として区画提供する必要がある場合は、その運用規則は避難所運営会議で定める。

2. 受付誘導班＜班長：自主防災組織 避難誘導班 幹事＞

- ① 避難者受付を設置（原則として美浜中学校体育館入口）し、避難所の入出所者を避難世帯調査票により集計する。
- ② 受付長机、登録記録用紙、掲示板など準備。
- ③ 要支援者名簿、登録、人数確認
- ④ 避難場所の掲示、避難経路指示案内
- ⑤ 避難場所への誘導
- ⑥ 避難者からの苦情、相談対応

3. 給食・給水支援班＜班長：自主防災組織 給食給水班 幹事＞

- ① 公助による給水作業の支援（行政との調整）
 - ② 公助による食料配布の支援と秩序維持および配布規定管理（行政との調整）
 - ③ 給水時間、給水量、順序などの情報を把握し避難者への伝達
 - ④ 学校の貯水槽を含む、受給水体制の管理
 - ⑤ 備蓄食糧の管理・配布
- （※）公助による給水、食糧配布に関しては、自宅に避難しているが援助を必要としている人にも配慮する。

4. 施設管理班＜班長：自主防災組織 消火・活動班 幹事＞

- ① 防災備蓄倉庫の仮設トイレの設営・管理
- ② 浦安市による仮設トイレ設置支援のための必要個数の把握。女性トイレは男性用の 3 倍用意する。
- ③ 校内の簡易ベッドを必要とする人数の把握
- ④ 冬季暖房設備の確保・停電対応手配
- ⑤ 燃料調達手配
- ⑥ 不足資材、必要資材の確認と調達
- ⑦ 資材管理
- ⑧ 施設の安全確認
- ⑨ 応急修理、修復
- ⑩ 余震対応準備
- ⑪ 避難場所の割り当て、収容人数の確認
- ⑫ 収容場所の確定
- ⑬ 要支援者・女性のための収容場所の設置
- ⑭ 防火対策（火の用心）
- ⑮ 防犯活動
- ⑯ 校内の電気、ガス、水道、下水、でんわ、携帯 等の使用可能状況の把握（美浜中学校所掌）
- ⑰ 校舎・校庭の被害状況を点検。理科室や保健室のガス漏れ、薬品の漏洩、出火の有無確認。問題がある箇所は施設計画図に×印の立ち入り禁止表示を行う。（美浜中学校所掌）
- ⑱ 校内施設点検チェックリストを作成し点検作業の品質を高める。（美浜中学校所掌）

5. 救急・救命・衛生班＜班長：自主防災組織 救出・救護班 幹事＞

- ① トイレなどの衛生管理・清掃
- ② 避難所施設の衛生・清掃支援
- ③ ごみ処理対応
- ④ 自治会に在住する医療・衛生関係の専門家との連携
- ⑤ 外部支援組織との連絡調整（行政主導による 1 次、2 次、3 次医療施設等、別紙 2 参照）
- ⑥ 救急連絡手段の手配方法の確認
- ⑦ 弱者保護体制の確保
- ⑧ 医療資材管理（女性用備品対応にも留意）

6. 学校子ども班＜班長：美浜中学校PTA副会長＞

- ① 児童生徒の安全確認
- ② 児童生徒の保護
- ③ 保護者、学校との連携活動
- ④ ボランティア活動への参加
- ⑤ 乳幼児への対応 受け入れ体制の確立

第3条 避難場所および関連施設位置図（P 13 参照）

- 避難場所 (体育館)
- 要支援者のための避難場所 (体育館 → 武道場1階)
- 乳幼児を持つ女性のための避難場所 (体育館 → 武道場2階)
- 仮設トイレ (体育館脇駐車場)
- 避難所運営本部および会議室 (本部：図書室・ 会議：会議室)
- 防災備蓄倉庫 (防災倉庫・3F男子更衣室)
- 給水所、給水タンク (生徒昇降口前)
- 医療・医務室 (保健室)

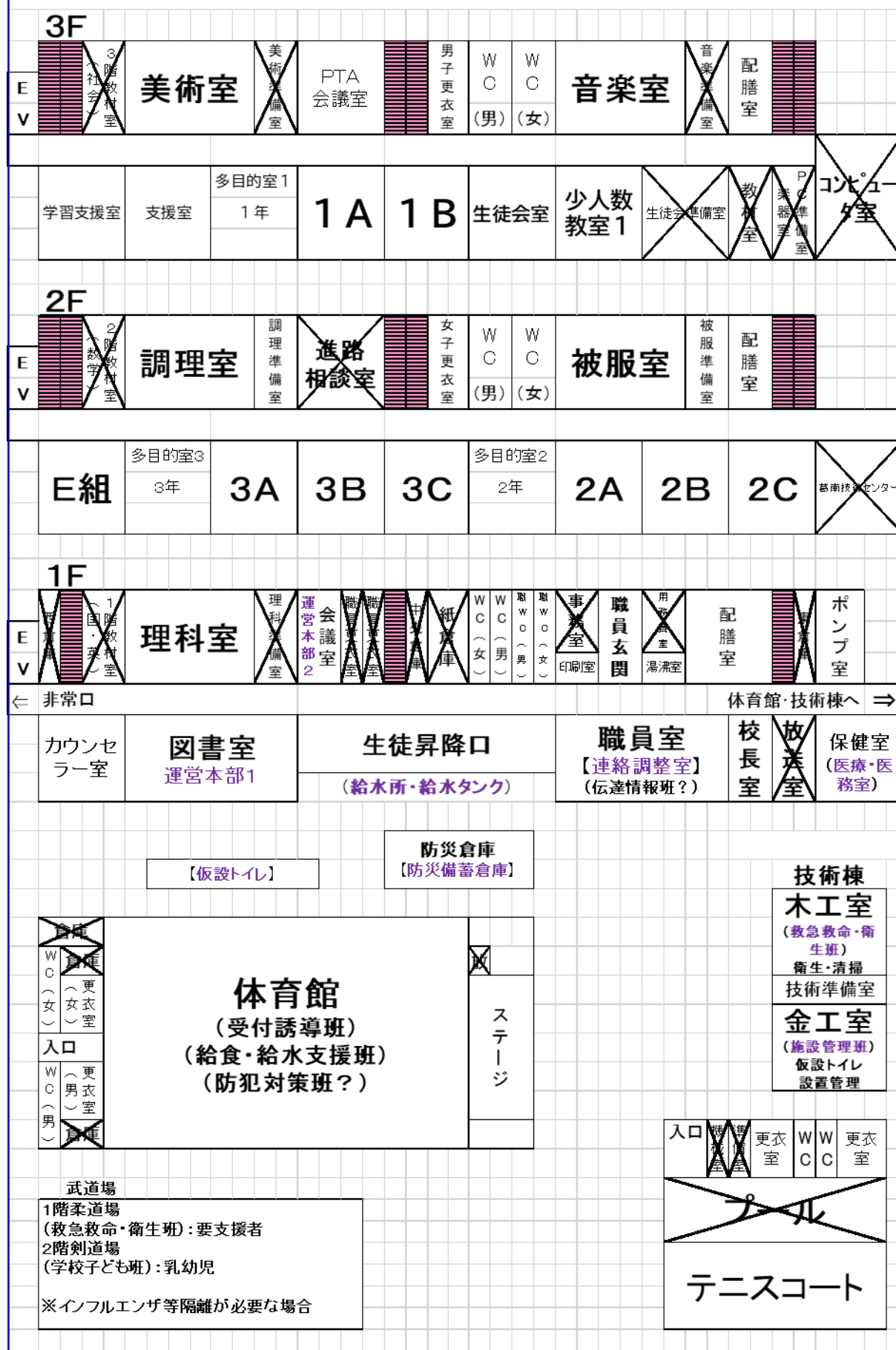
※避難場所の指定は、状況を見ながら、対策本部で適宜、検討・決定する。

※インフルエンザ等隔離が必要な場合→2階多目的室

参考 添付資料

- ・別紙1 避難世帯調査票（避難世帯・帰宅困難者）
- ・別紙2 各種連絡先
- ・別紙3 防災備蓄倉庫内の備蓄品
- ・別紙4 構成メンバー連絡網および各連絡

美浜中学校施設内想定設置場所



避難世帯調査票（避難世帯・帰宅困難者）

		避難所名		美浜中学校				
①	世帯代表者 氏名			住 所				
②	入所年月日	年 月 日		電 話	自宅 携帯			
	家 族	(ふりがな) 氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤務先名 (就学先名)	病気・アレルギー等、留意点をご 記入ください。	援 護
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
	同伴ペット		無し ・ 有り（種類・特徴など：_____）					
	避難所居住の要否		要 ・ 否					
食料・物資の供給希望		有 （食料・物資：_____） ・ 無						
緊急連絡先 (親族など一続柄)		住所 氏名 電話						
③	防災機関以外からの問合せがあった場合、住所・氏名を 公表してもよいですか			よい ・ よくない				
④	退所年月日	年 月 日		(備考一医師、看護師等の資格や語学等の特技他)				
	(転出先) 自宅・その他							
	住所							
	氏名 電話							

※記載された内容については、防災関係機関で必要な場合に限り使用することを承諾します。

記入者 _____

本部記入用	避難場所（体育館、武道場 1 階、武道場 2 階、隔離室、教室、_____）
	役割分担：
	その他：

別紙 2

各種連絡先

1. 防災関係施設連絡先

- 浦安市役所 047-351-1111
- 浦安市消防本部 047-352-3550
- 浦安警察署 047-350-0110
- 千葉県水道局葛南営業所 047-357-1195
- 東京電力(株) 市川浦安営業所 0120-995-5556
- 京葉ガス(株) 保安指令センター 047-325-1590
- 浦安市社会福祉協議会 047-355-5271

2. 医療施設連絡先

- 第1次医療施設 (軽度の患者を対象とする)
 - ① 美浜中学校: 047-354-1199
 - ② 救急診療所 (市健康センター内) 047-381-9999
- 第2次医療施設 (主に重症患者を対象とする)
 - ① 順天堂大学医学部付属病院 047-353-3111 (金)
 - ② 浦安中央病院 047-352-2115 (月、火、土、日)
 - ③ 浦安病院 047-353-8411 (水、木、土、日)
 - ④ 行徳総合病院 047-395-1151 (土、日)
- 第3次医療施設 (慢性疾患などを対象とする)
 - ① 順天堂大学医学部附属病院 047-353-3111
 - ② 県広域医療施設 (災害発生時に別途千葉県が指定する。順天堂大学医学部附属病院で患者を収容しきれない等の事態が発生した場合に、同病院から次の搬送先である千葉県指定の病院の紹介を受ける。)

3. 災害伝言ダイヤル

(NTT 東日本)

- 伝言の録音方法
 - ① 『171』にダイヤル
 - ② 『1』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージを録音 (※)
 - ⑤ 自動で終了
 - 伝言の再生方法
 - ① 『171』にダイヤル
 - ② 『2』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージが再生される (※)
 - ⑤ 自動で終了
- (※) ガイダンスが流れるので、これに従ってください。

(各種携帯電話)

[iMenu (NTTDocomo)]、[EZ メニュー (au)]、[Yahoo!keitai (ソフトバンク)]に掲載されている災害用伝言板を利用する。なお、以下の URL にアクセスすることにより PC からも確認可能。

- NTTDocomo <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

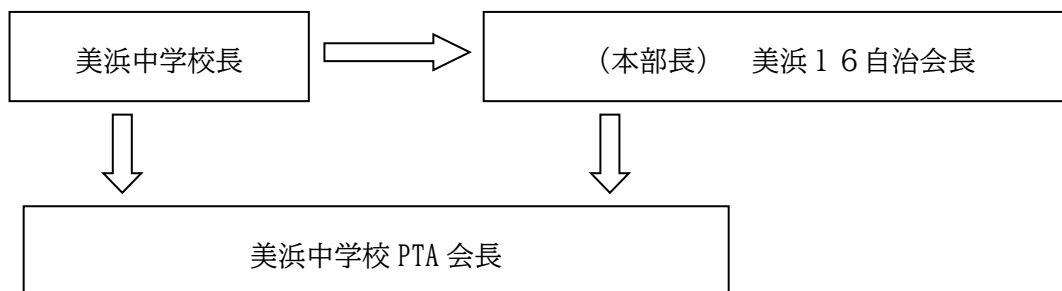
別紙 3

美浜中学校防災倉庫－収納品

R01 確認

倉庫に有った物（張り紙に書いてあった物）	
品 名	数 量
サバイバルフーズ(シチュー)	3000
炭の缶詰	60
木炭（1箱6kg）	20
水槽	1
簡易食器(紙コップ)	2,000
簡易食器(紙ボール)	1,200
簡易食器(スプーン)	2,000
炊飯袋	2,000
担架	5
救急箱	2
毛布	150
マット	150
サバイバルブランケット	30
簡易トイレ（ベンクイック洋式）	6
簡易トイレ（ベンクイック洋式車椅子対応）	2
簡易トイレ(マンホール型)	2
生理用品(43枚×30袋)	1
発電機（1500kw）	1
投光機(本体)	2
投光機(三脚)	2
投光機(コードリール)	2
コードリール	2
強カライト	10
ベンリーテント	2
テント（2間×3間）	2
防水シート	75
リヤカー(アルミ)	1
寝袋	3
事務用品	1
マッチ	1
かまどセット（5升用）	5
ポリタンク（20L）	50
トイレットペーパー（美浜中学校3F 防災備蓄倉庫）	美浜 16 自治会にて購入・保管

1. 構成メンバー連絡網（本部長等交代ごとに以下の変更を行う。）



※美浜中学校関係者からの連絡がない場合、本部長から美浜中学校 PTA 会長に連絡をすることができる。

2. 構成メンバーの連絡先

連絡手段の順位は（１）防災無線、（２）固定電話および携帯電話、（３）メール（PC および携帯）とする。但し、いずれの連絡手段も通じない場合には、自治会の災害掲示板などに張り紙等により伝達する。

本ページ記載内容については取扱厳秘とし、各住民への配布資料もしくはHPでの公開等を行う場合必ず除外するものとする。また、本マニュアルの目的に沿った使用に限ることとする。

また、担当が交代になった場合は適宜情報更新を行うこととする。